

神戸港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成 26 年 2 月

神戸港港湾管理者

神戸市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成17年11月 神戸港港湾審議会
- ・平成18年2月 交通政策審議会第17回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成18年3月 神戸港港湾審議会
- ・平成19年2月 神戸港港湾審議会
- ・平成19年3月 交通政策審議会第23回港湾分科会
- ・平成20年3月 神戸港港湾審議会
- ・平成20年11月 神戸港港湾審議会
- ・平成21年10月 神戸港港湾審議会
- ・平成21年11月 交通政策審議会第36回港湾分科会
- ・平成22年5月 神戸港港湾審議会
- ・平成22年7月 交通政策審議会第38回港湾分科会
- ・平成22年11月 神戸港港湾審議会
- ・平成22年11月 交通政策審議会第39回港湾分科会
- ・平成23年3月 神戸港港湾審議会
- ・平成23年10月 神戸港港湾審議会
- ・平成23年12月 交通政策審議会第47回港湾分科会
- ・平成25年2月 神戸港港湾審議会
- ・平成25年2月 交通政策審議会第51回港湾分科会
- ・平成25年3月 神戸港港湾審議会
- ・平成25年5月 神戸港港湾審議会

の議を経た神戸港の港湾計画の一部を変更するものである。

目 次

変更理由	1
1 自然的環境を整備又は保全する区域	2
2 港湾環境整備施設計画	3
3 土地利用計画	4

変更理由

ポートアイランド（第2期）地区において、島内の活性化と土地利用促進のため、港湾環境整備施設計画及び土地利用計画を変更する。

神戸空港地区において、西側の緑地全体を一体的に整備し、連続性、回遊性を向上させるため、自然的環境を整備又は保全する区域、港湾環境整備施設計画及び土地利用計画を変更する。

また、同島東側において、港湾物流の効率化を更に促進するため、港湾環境整備施設計画及び土地利用計画を変更する。

1 自然的環境を整備又は保全する区域

港湾施設において親水性の向上を図るため、環境創造型護岸や人工ラグーンの整備を行っている神戸空港地区において、自然的環境を整備又は保全する区域を変更する。

[自然的環境を整備又は保全する区域]

神戸空港地区において、自然的環境を整備又は保全する区域を変更する。

2 港湾環境整備施設計画

ポートアイランド（第2期）地区及び神戸空港地区において、土地利用計画の変更に伴い、港湾環境整備施設計画を変更する。

[港湾環境整備施設計画]

ポートアイランド（第2期）地区

緑地 26ha

神戸空港地区

緑地 8 ha

既定計画

ポートアイランド（第2期）地区

緑地 28ha

神戸空港地区

緑地 10ha

3 土地利用計画

ポートアイランド（第2期）地区及び神戸空港地区の土地利用計画を次のとおり変更する。

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	工業用地	都市機能 用地	交通機能 用地	緑地	合計
ポートアイランド (第2期)地区	(117) 117	(90) 90	(45) 45		(8) 8	(26) 76	(286) 392
神戸空港地区	(5) 5	(7) 7	(15) 15			(8) 15	(35) 272
合 計	(122) 122	(97) 97	(61) 61		(8) 239	(34) 91	(321) 664

注1) ()内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回変更に係る地区についてのみ記述した。

神戸港港湾計画図